確定拠出年金向け説明資料（2025 年 4 月 1 日現在）

みずほ信託銀行　マイブレンド　株式３０型

年金投資基金信託

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

1．基本方針

日本を含む世界の主要国の株式・債券に、あらかじめ定めた資産構成割合（以下「基本比率」）で分散投資し、資産毎にはインデックス運用を行うことによってリスクを抑えつつ信託財産の長期的な成長をめざした運用を行います。

2．運用方法

運用はファミリーファンド方式により行い、マザーファンド（年金投資基金信託）を通じて国内・海外の株式・債券に、あらかじめ定めた以下の基本比率に従って投資します。

投資資産の価格変動等により資産構成割合が変動し、基本比率との乖離が各年毎に定めた許容幅を超えた資産については、原則として基本比率に近づけるよう調整します。

（資産残高が一定額に満たない場合は、基本比率に従った資産構成割合を維持できないことがあります。）

＜基本比率＞

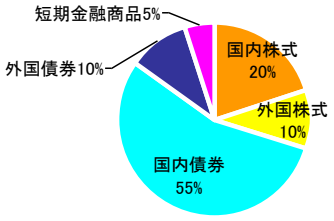

	基本比率
国内株式	20%
国内債券	55%
外国株式	10%
外国債券	10%
短期金融商品	5%

国内株式比率＋外国株式比率＝30%

（参考）マザーファンドの投資方針

（1）基本方針

各ファンドとも原則としてベンチマーク構成銘柄に投資し、各資産市場のベンチマークへの連動をめざします。

（2）運用方法

目的を同じくする企業年金の資産運用で実績のあるインデックスファンドをマザーファンドとし、スケールメリットをいかした運用を行います。なお、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。また、短期金融商品はコール有担保（月中平均値）をベンチマークとして用います。

・国内株式マザーファンド

ベンチマークは TOPIX（配当込み）（ただし、投資不適格銘柄を除く）。業種、規模によるブロック（層）の構成比をベンチマークに近づけることにより、ベンチマークの収益率との連動をめざします。

・国内債券マザーファンド

ベンチマークは NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）（ただし、投資不適格銘柄を除く）。セクター、残存期間、格付等の構成比をベンチマークに近づけることにより、ベンチマークの収益率との連動をめざします。

・外国株式マザーファンド

ベンチマークは MSCI KOKUSAI インデックス（配当込・税引前・円ベース）。国、業種別のウェイトをベンチマークに近づけることにより、ベンチマークの収益率との連動をめざします。

・外国債券マザーファンド

ベンチマークは FTSE 世界国債インデックス（除く日本・円ベース）。通貨別のウェイト、デュレーションをベンチマークに近づけることにより、ベンチマークの収益率との連動をめざします。

2. 主要投資対象

前記4つのマザーファンドの受益権

＜注＞いずれもみずほ信託銀行を受託者とする年金投資基金信託

3. 主な投資制限

原則として、基本比率と乖離許容幅に従います。

各マザーファンドにおいては、同一会社の発行する社債および株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以下とします。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該社債もしくは株式の構成比率が 10%を超える場合、ベンチマーク構成比率を基準として前記割合を超えて運用することがあります。また、派生商品の利用は、当該資産の価額等のヘッジ目的の場合に限定します。

4. ベンチマーク

各資産のベンチマークを基本比率にて加重平均したものを複合ベンチマークとし、連動をめざします。

5. 信託設定日

2002 年 5 月 7 日

6. 信託期間

無期限（ただし、償還条項があります。）

7. 償還条項

2012 年の決算日以降、ファンドの純資産総額が1億円を下回ったときまたは信託目的を達成したときもしくは信託目的の達成が不可能もしくは著しく困難と受託者が認めたとき、このファンドは終了します。

8. 決算日

毎年 11 月 30 日（休業日の場合は、翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 0.308%（税抜 0.28%）を乗じた額

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産より支払います。

11. お申込単位

1 円以上 1 円単位

12. お申込価格

ご購入約定日の基準価格※に1口あたりの信託財産留保金を加えた額

※基準価格は信託財産の純資産総額を総口数で除して得た価格。当ファンドはマザーファンドの知り得る直近（通常は前営業日）の基準価格にて時価評価し、基準価格を算出します。

なお、当ファンドおよびマザーファンドは年金評価基準(企業年金等で一般的に普及している有価証券等の時価評価基準)に従って時価評価します。

13. お申込手数料

いただいておりません。

14. ご解約価格

ご売却約定日の基準価格から1口あたりの信託財産留保金を控除した額

■本資料は、確定拠出年金法第２４条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該年金投資基金信託の勧誘を目的とするものではありません。■年金投資基金信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価格は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。年金投資基金信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■契約締結にあたっては、契約締結前交付書面等の内容をご確認ください。　金（広）05-8609-03621

みずほ信託銀行　マイブレンド　株式３０型

年金投資基金信託

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保金

現在いただいておりません（留保金率は0%）。

16. 収益分配

年 1 回の決算時（原則として 11 月 30 日。休業日の場合は翌営業日。）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。（再投資時には信託財産留保金はかかりません。）

17. お申込不可日

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託者の判断でファンドの受益権の取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取り扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。
（年金資産に対する特別法人税は 2026 年 3 月末まで凍結）

19. 損失の可能性

基準価格は、後述の基準価格の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価格の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

年金投資基金信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価格×保有口数
＜注＞解約価格が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除してください。

22. 運用会社（本商品の受託者）

みずほ信託銀行株式会社
（信託財産の運用指図を行います。）
マザーファンドの運用委託先：アセットマネジメント One 株式会社

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理を行います。）
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価格の主な変動要因等

1. 価格変動リスク
当ファンドはマザーファンドを通じて株式や債券等値動きのある証券に投資しますので、各資産の市場価格の変動に伴い、マザーファンドの信託財産の価格が変動し、当ファンドの信託財産の価格も変動します。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

2. 信用リスク
当ファンドや各マザーファンドが保有する証券等の価格は、一般に、発行体の財務状況の悪化等により下落し、それに伴って当ファンドの基準価格が低下する要因となることがあります。また、短期金融商品として受託会社等に預金や貸付等を行う場合は、当該預金先や貸付先等の破綻も当ファンドの基準価格が低下する要因となります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

3. 流動性リスク
有価証券等を購入あるいは売却するにあたり、市場の規模や当該有価証券等の取引量が小さい場合は望ましい時期や価格で売買することができず、当ファンドの基準価格が低下する可能性があります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

4. 為替変動リスク
当ファンドは外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを通じて、原則としてベンチマークの通貨配分に基づいて、外国通貨にて有価証券等に投資します。したがって当該通貨の為替変動の影響を直接受けます。円安方向の為替変動は基準価格の上昇要因となりますが、円高方向への為替変動は基準価格の低下要因となります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

5. カントリーリスク
当ファンドが外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを通じて組入れる有価証券等の発行国（地域）あるいは周辺国（地域）の政治・経済・社会情勢、資本規制、税制等の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価格が変動する可能性があります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

6. 資産配分リスク
当ファンドはマザーファンドを通じて、国内外の株式や債券あるいは短期金融商品等複数の資産に同時に投資を行いますが、資産配分比率の高い組入れ資産の価格が下落したり、または複数の組入れ資産の価格が同時に下落したりした場合は、他の組入れ資産の価格が上昇していても当ファンドの基準価格が下落する可能性があります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

7. 当ファンドおよび各マザーファンドのインデックス運用
当ファンドおよび各マザーファンドはベンチマークに連動した収益をめざしますが、一定の連動水準を保証するものではありません。

8. 資産規模についての留意点
当ファンドは1円以上1円単位でお申込みいただくことができますが、ファンドの総資産残高が少額である場合は、所定の運用ができない可能性があります。

9. ご解約による資金流出に伴う留意点
ご解約の支払代金を手当てするために組入有価証券等を売却しなければならないことがあります。この場合、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって、ご解約代金を手当てすることがあります。（借入金利は当ファンドが負担します。）

＜注＞前記リスク要因等によっては、投資の基本方針に従った運用ができない場合があります。

■本資料は、確定拠出年金法第２４条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該年金投資基金信託の勧誘を目的とするものではありません。■年金投資基金信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価格は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。年金投資基金信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■契約締結にあたっては、契約締結前交付書面等の内容をご確認ください。　金（広）05-8609-03621